

京都市告示第442号

京都市都市公園条例第7条第2項の規定に基づき、次のとおり、桂川緑地久我橋東詰公園第2球技場及び第3球技場の供用を開始します。

平成17年2月21日

京都市長 梶本頼兼

供用開始日

平成17年2月26日(土)から

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)